

令和6年度 スマートシティ実証事業(自由提案型) 公募型プロポーザル実施要領 (千葉県スマートシティ実証補助事業)

1 趣旨・目的

本市は、千葉県スマートシティ推進ビジョン(令和4年3月策定)の実現に向けて、テクノロジーの活用などにより市民生活の質の向上を図るとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、多様な主体との連携によるまちづくりを推進している。

本事業は、本市が明示する地域課題に対してテクノロジーの活用により解決を図るもので、公益性が高く、市民生活の質の向上に資する実証事業の実施によりスマートシティサービスの社会実装を加速化させることを目的とし、民間事業者等が実施するサービス実証や技術実証等を支援するものである。

本実施要領は、令和6年度(2024年)スマートシティ実証事業(自由提案型)を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を募集、選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 支援内容

ア 関係団体等のステークホルダーとの協議・調整、実証に係る各種相談支援

イ 実証実験への財政支援(補助金の交付)

(ア)補助金の交付 「千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)」のとおり

(イ)補助上限額 5,000,000円(上限額)

(ウ)補助率 補助対象経費の1/2以内

(2) 実施期間

交付決定日から令和7年3月31日(月)まで

3 事業者要件

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。なお、複数の事業者により構成された共同企業体による参加も認めることとするが、すべての事業者が次のいずれにも該当しないものとし、一企画提案参加申込者の代表企業又は構成員が他の企画提案参加申込者の代表企業又は構成員となることはできない。

(1)法人格を有していない者

(2)手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

(3)企画提案参加申込日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

(4)会社更生法(昭和14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

(5)民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

(6)千葉市内において都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

(7)国税及び地方税を滞納している者

(8)千葉県入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

4 公募要件

(1)実証内容

ICT 及びデータ分析を活用した健康づくりの支援

(2)対象となる課題

本市における健康寿命の延伸と不健康期間の短縮に向けた、主体的かつ継続的に健康づくりに取り組むための環境整備、健康への関心・意識の向上

(3)課題詳細

日本人の平均寿命は、2050年には女性は90歳を超えると推計されている。また、令和5(2023)年9月1日時点で100歳以上の高齢者は全国で9万2千人を超え、千葉市でも400人を超えるなど、100歳まで生きることが珍しくない社会となっていく。しかし、寿命が延びればそれで良いというわけではなく、長くなった人生を豊かに生きるためには、健康寿命を延伸させ、不健康期間を短縮させること重要である。

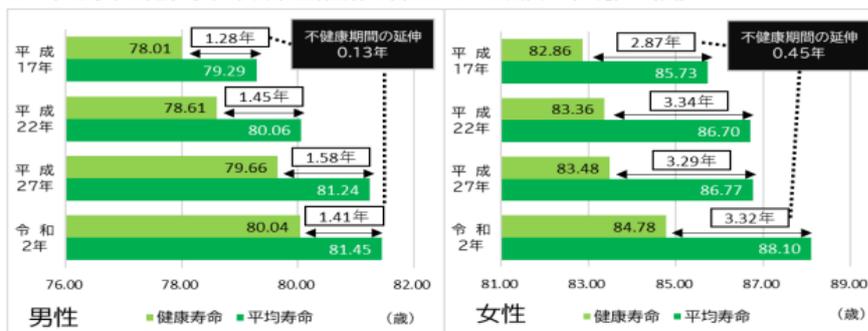
公衆衛生の向上や医療技術の進歩等により、平均寿命が延び、人生100年時代が到来していることから、健康寿命を延ばし、病気や障害があっても健康であると感じ、いきいきと暮らせること(主観的健康観の向上)がますます重要となっている。

しかしながら、本市では平成17(2005)年以降、平均寿命の伸びに比べると健康寿命の伸びは限定的で、本市における平均寿命と健康寿命の差である「不健康な期間」を平成17(2005)年と令和2(2020)年で比較すると、男性は0.13年、女性は0.45年延びており、改善がみられなかった。「不健康な期間」が延びると、医療や介護を要する期間が延び、生活の質が低下する可能性が高くなるため、健康寿命の延伸に向けた取組みが求められる状況である。

本市では、健康寿命の延伸と不健康期間の短縮に向けて、市民一人ひとりが、主体的かつ継続的に健康づくりに取り組むための環境整備、健康への関心・意識の改革を目指しているところである。そこで、ICTを活用した保健指導、運動量や生活習慣のデジタル化による健康情報の可視化といった取組みを行っているところではあるが、より一層健康寿命の延伸を図るためには、ライフスタイル等に関わらず誰もがアクセスできる健康増進のための一層の基盤整備が重要であり、PHRなどICTの活用を促進させていく必要がある。特に、死亡や介護が必要となる要因である疾患の予防・再発防止にICTを活用し、健康寿命の延伸に資する取組みを募集するものである。

【参考】平均寿命と健康寿命の状況及び死因・介護が必要となった要因

■ 平均寿命と健康寿命(「日常生活動作が自立している期間の平均」)の推移

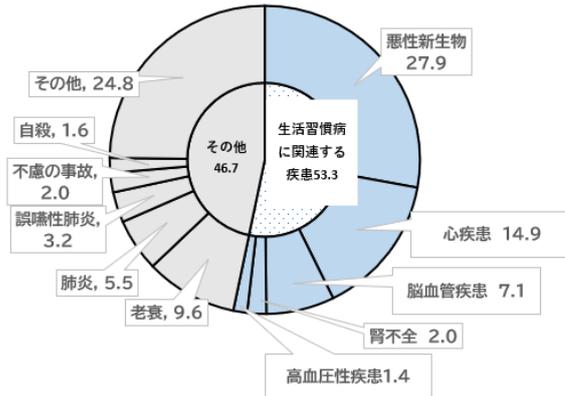


(資料：厚生労働科学 健康寿命研究を用いて算定(千葉市分集計分))

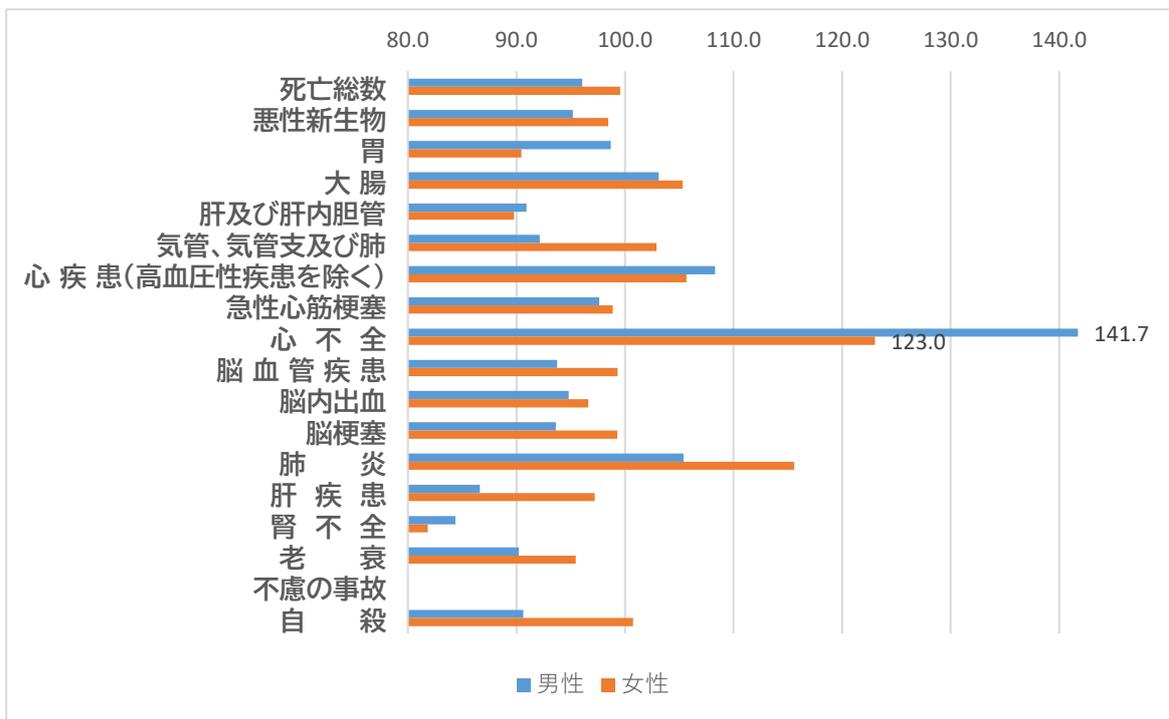
健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。千葉市では、介護保険制度における要介護認定結果より、要介護2～5に該当しない場合を「日常生活動作が自立している(日常生活に介護を必要としない)期間」とし、その平均を健康寿命として算定。

(出典)健やか未来都市ちばプラン(案)

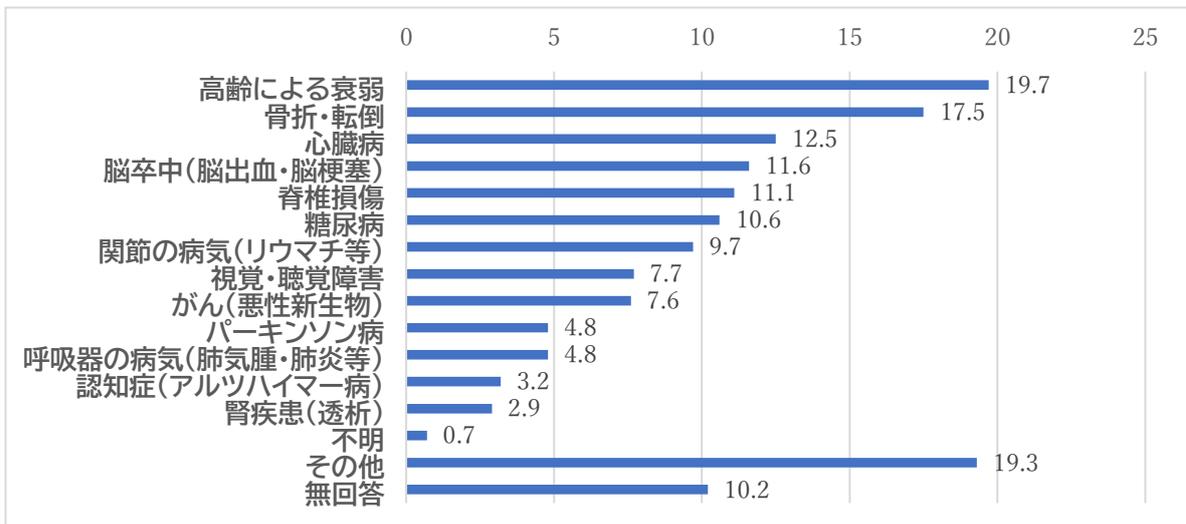
■ 千葉市の死因別死亡割合



■ 標準化死亡比※(国を100とした場合)



■ 介護が必要となった要因



(出典)第3期千葉市国民健康保険データヘルス計画

(4) 実施条件

- ① ICT 及びデータ分析の活用により、実証参加者の主体的かつ継続的な健康づくりを支援することで、健康寿命延伸に資する実証内容とすること。
- ② 本市等と協力して実証参加者を募集すること。なお、実証を評価できる母数となる参加人数を本市と協議の上定めること。
- ③ 実証参加者を募集する場合には、実証参加に係る利用勧奨チラシを本市が指定する期日までに作成し、本市に納品すること。
- ④ 実証参加者への支援期間は3か月以上とし、実証期間内までに実績評価を行うこと。なお、実証期間終了後も継続的な行動変容を確認する追跡調査等を実施する場合には、実証開始から1年後を目途にその結果を本市に報告すること。
- ⑤ ICT 技術の活用により収集されるデータおよび厚生労働省が公表する健康づくりのための身体活動・運動ガイドなど一般的に認められた科学的根拠に基づく指導を行うこと。なお、ICT 機器を実証参加者に提供する場合、使用方法について説明会を実施するなど、必要な支援を行うこと。
- ⑥ ICT 技術の活用により収集されるデータ等は本市の求めに応じて提供すること。(本実証事業期間中に限る)
- ⑦ 実証実施時における実証参加者との面談や指導に係る全ての作業は提案者が対応すること。
- ⑧ 企画提案時に、提案内容に沿った実施効果の目標を具体的に示すこと。目標は、数値の改善等定量的なことから、行動変容に関すること等定性的なことまで広く設定すること。(2つ以上)
- ⑨ 実証終了時に実証参加者にアンケート調査を実施するなど、課題解決の手法としての有効性を総合的に検証し、実績報告時に報告すること。
- ⑩ 令和4年度(2022年度)スマートシティ実証事業では「本市国民健康保険の特定保健指導における実施率の向上」を対象となる課題として設定したことから、当該課題は提案に含めないこと。

(5) 実証期間

交付決定日～令和7年3月31日(月)予定

(6) その他特記事項

- ア 個人情報の取扱いを明確化するため、決定した事業者は本市と覚書等を締結すること。
- イ サービス実証による寄付金や広告料などの収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から除外すること。ただし、開発費等の補助対象外経費が発生している場合は、当該経費に充てることは差し支えない。

5 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

ア 公募開始日	令和6年9月6日(金)
イ 質問受付締切日	令和6年9月13日(金)
ウ 質問回答日	令和6年9月20日(金)
エ 参加申込受付締切日	令和6年9月27日(金)
オ 選定委員会開催	令和6年10月2日(水) ※プレゼンテーションを実施
カ 選定結果通知	令和6年10月3日(木) ※予定

(2) 質問の提出について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

ア 受付期間 令和 6 年 9 月 13 日(金) 午後5時まで

イ 提出方法 下記電子メールアドレスあてに質問書を提出すること。

電子メールアドレス: smartcity.POF@city.chiba.lg.jp

電話・FAX・口頭等での質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法 質問に対する回答は、千葉市ホームページに令和 6 年 9 月 20 日(金)午後5時までに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

(3) 参加申込について

下記書類を提出すること。なお、様式第4号、予算計画書(任意書式)及び企画提案書(任意書式)の副本については、企画提案参加申込者(共同企業体の場合は構成員を含む)が判明・特定できる表現を使用しないこと(連携・協力事業者等は除く)。

ア 提出書類

(ア)様式第1号 企画提案参加申込書(1部)

(イ)様式第2号 誓約書(1部)

※共同企業体の場合は、代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること。

(ウ)様式第3号 会社概要書及び業務実績調書(1部)

※会社概要書については、様式第3号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可(共同企業体の場合は、代表企業及び構成員全ての会社概要を記載すること。)

※業務実績調書については、過去5年間に本事業に関連のある業務実績(実施中、受託中ものを含む)を1件以上記載すること。なお、業務実績は自治体・民間企業を問わないが、自治体での実績がある場合は優先して記載すること。(共同企業体の場合は、代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない。)

※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること

(エ)任意書式 予算計画書(経費内訳書)(6部:正本1部・副本 5 部)

※補助対象経費は要綱に記載のとおり。

※本事業実施に係る経費について、補助対象外経費も含め、可能な限り具体的な内訳を記載すること。

(オ)様式第4号 企画提案概要書(6部:正本1部、副本 5 部)

※本実施要領「6 事業者選定」記載の審査の着目点別に内容を記載すること。

(カ)任意書式 企画提案書(6部:正本1部、副本 5 部)

※企画提案書の書式は、A4(横書き)、両面印刷(長編綴じ)とする。文字や図表等の白黒・カラー、再生紙使用は問わない。

※正本(1部)は、押印、袋とじとする。副本(5部)は、ホチキス等で留めた上で、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出すること。

※提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

※企画提案書は、あくまでも事業者等選定の審査材料となるものであり、実際の事業遂行に当たっては、本市と協議して決定することとなるので留意すること。

(キ)様式第5号 共同企業体等一覧表(1部) ※共同企業体のみ

(ク)様式第6号 委任状(共同企業体等)(1部) ※共同企業体のみ

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出期限 令和6年9月27日(金) 午後5時(必着)

持参の場合は、土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付

※郵送提出の場合は、投函後に必ず千葉市総合政策局未来都市戦略部スマートシティ推進課に連絡すること。

(TEL:043-245-5362 E-Mail:smartcity.POF@city.chiba.lg.jp)

エ 提出場所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市総合政策局未来都市戦略部スマートシティ推進課

オ その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書(任意書式)を持参または郵送にて提出すること。なお、参加辞退届出書には、以下の必須項目を記載すること。

【必須項目】日付、商号又は名称、代表者氏名(代表者印を押印すること)、辞退理由

(4)プレゼンテーションについて

ア 実施日 令和6年10月2日(水)※予定

※5者以上提案があった場合は、1次書類審査を実施する場合がある。

イ 出席者 業務実施責任者を含む4名まで

ウ 内容 企画提案内容の説明及び質疑応答

エ 時間 1者につき20分程度

オ その他

(ア)プレゼンテーション選考は非公開とし、実施方法(対面、WEB開催など)、日時等の詳細は参加申込受付後に別途連絡する。

(イ)プレゼンテーション実施の際は、提出した企画提案書のみを使用すること。

※プレゼンテーション時に使用する企画提案書は、参加申込者(共同企業体の場合は構成員を含む)が判明・特定できる表現を使用しないこと(連携・協力事業者等は除く)。

(ウ)使用する備品等は、すべて提案者にて用意すること。(ただし、対面実施時におけるプロジェクター、スクリーン及びコンセントは千葉市にて用意する。)

(5)選定結果について

ア 通知日 令和6年10月3日(木)※予定

イ 通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知するとともに、千葉市ホームページで公表する。ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

6 事業者選定

(1)千葉市が設置する選定委員会の審査員が、審査基準に基づいて、提出された企画提案概要書等及び別途実施するプレゼンテーションをもとに審査を行い、原則、合計点数が最も高い1者を選定する。ただし、提案内容によっては、予算の範囲内において複数者を選定する場合がある。

(2)合計点数が委員会の定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合がある。

(3)企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。

(4)選定にかかる審査項目及び配点は次のとおりとする。

【審査項目及び配点(100点満点)】

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第4号 企画提案概要書 記載事項
1	課題認識 (5点)	課題を的確に把握しているか。また、課題を分析しているか。
2	事業内容	
	提案内容 (35点)	対象者が意欲的に取り組むための創意工夫が認められるものか。また、対象者を利用につなげる工夫及び中断させない工夫が認められるか。
		対象者が本事業終了後も、継続的な行動変容が期待できるか。
		ICT活用におけるアプリケーションサービス等のユーザーインターフェースは視認性や利便性に配慮されているか。
		対象者の身体の安全性が配慮されているか。
		医療行為に抵触するような提案が含まれていないことを確認できるか。
		実施効果の目標(KPI)が具体的かつ実現性が高いものであるか。また、実施結果の検証方法が具体的かつ課題解決の有効性を総合的に検証できるか。
		コスト面での継続性及び内容の更新・拡充可能性を考慮し、実装可能なものか。
	技術実証 (20点)	類似サービスに例のないようなチャレンジ要素を含んでいるか。
		チャレンジ要素は課題解決やスマートシティの推進に有効なものか。
3	データ活用 (20点)	ICT等の先進的なテクノロジーから収集されるデータを有効活用するものか。
		ICT等の先進的なテクノロジーから収集されるデータの種類の充実しているか。
		収集されるデータは、個人情報保護に十分配慮されているか。
		収集されるデータは、本市が容易かつ安全に入手可能か。
4	運営能力・ 実施体制 (20点)	本事業に関連する知識やノウハウ、自治体や民間企業等における実績を有しているか。
		人員配置や実施体制は十分に整っているか。また、ICT等を活用したサービスの導入方法・使用方法に関する説明やサポート体制は丁寧かつ充実しているか。 ※本事業の実施体制図(総括責任者等の組織、指導員の人数等を記載)を添付すること。
		本事業実施に伴い、対象者の体調が急変した場合の体制が十分確保されているか。
		実施スケジュールは現実的かつ妥当と判断できるか。 ※本事業の実施スケジュールを添付すること。

7 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

- (1)事業者要件を満たさない場合
- (2)本実施要領を順守しない場合
- (3)企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4)企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (5)企画提案書等の提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合
- (6)審査の公平性を害する行為があった場合
- (7)前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

8 その他

- (1)企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3)企画提案書等は、千葉県情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4)企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、本市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5)その他、本事業遂行上発生した問題等については、本市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定することとする。